

受	付
- 3. 6. 28	
産指第	号
大阪府	

産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月25日

大阪府知事 殿

提出者

住 所 大阪府堺市西区浜寺石津町
東2丁3番30号

氏 名 山九株式会社 泉北支店
支店長 坂西 明良

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-243-3900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山九株式会社 泉北支店
事業場の所在地	大阪府堺市西区浜寺石津町東2丁3番30号
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	売上高 95億 9500万円
③従業員数	323人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	詳細は別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (R2) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	1255、t	0、t
	(これまでに実施した取組) 1. 廃棄物処理業務手順書の制定 2. 産廃に関する社内教育の実施 3. 産廃保管状況確認の現場パトロール実施 4. 処分業者の現地確認 7. 産廃契約の見直し、適正化 8. 本社主催の産廃ミニテレビ教育への参加 9. 優良認定処理業者への委託		
②計画	【R3年度 目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排出量	3、t	0、t
	(今後実施する予定の取組) 1. 昨年度の取組みの継続実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 コンクリートがら、アスファルト・コンクリートがら、建設系混合廃 棄物(管理型)、鋳さい等分類し保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・前年度の管理に同じ

ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物	金属くず
55 .t	3097 .t	160 .t	1 t

ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物	金属くず
230 .t	1537 .t	157 .t	1 .t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ R 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施してない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ R 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・実施してない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ・予定なし			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ R 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまで実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ R 2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	1255 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1255 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	1255 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまで実施した取組) ・定期的に現地確認し、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定している。		

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物	金属くず
55	3097 t	160 t	1 t
55	8 t	106 t	1 t
0	3077 t	0 t	1 t
0	0 t	0 t	0 t
52	t	102 t	0 t

		【R3年度目標】		
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
②計画	全処理委託量		3 t	0 t
	優良認定処理業者への処理委託量		3 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量		0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量		0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・定期的に現地確認し、委託基準を遵守できる産廃処理業者であることを確認する。			
※事務処理欄				

ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	がれき類	建設系混合廃棄物	金属くず
230 t	1537 t	157 t	1 t
230 t	7 t	117 t	1 t
0 t	1530 t	t	1 t
0 t	0 t	t	0 t
230 t	0 t	113 t	0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の処理の工程

NO	産業廃棄物の種類	委託先に於ける処理の工程
1	汚泥	
	Tsyu社	造粒固化⇒再生盛土材として再資源化
	Nk社	造粒固化⇒再生盛土材として再資源化
2	廃プラスチック	
	Da 社	破碎⇒焼却による熱回収
3	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等	
	Da 社	破碎⇒焼却による熱回収、焼却灰は再委託され埋立処分
	Ka 社	管理型埋立処分場にて埋立処分
4	がれき類	
	Di 社	選別・破碎⇒再生先への再委託(一部埋め立て処分)
	T社	破碎⇒再生路盤材として再資源化
	Sa社	破碎⇒再生路盤材として再資源化
	SaR社	破碎⇒再生路盤材として再資源化
	Oセンター	安定型埋立処分場にて埋立処分
	Daiei社	管理型埋立処分場にて埋立処分
5	建設系混合廃棄物	
	Da 社	選別・破碎⇒焼却による熱回収、焼却灰は再委託され埋立処分／一部再資源化
	Di 社	選別・破碎⇒再生先への再委託(一部埋め立て処分)
	Daiei社	選別・破碎⇒再生先への再委託(一部埋め立て処分)
	Dik 社	選別・破碎⇒再生先への再委託(一部埋め立て処分)

「廃棄物管理体制図」

承認	確認	作成
支店長	品質管理 責任者	支店環境担当

